

業務委託契約書 案

1 業務名及び業務番号

2 履行場所

3 履行期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

4 業務委託料 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者と受注者とは、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 舞鶴市

舞鶴市長

(印)

受注者 住 所

氏 名

(印)

(総則)

第1条 舞鶴市（以下「発注者」という。）及び受注者は、この契約書に基づき、別紙「令和6年度舞鶴市統一学力診断テスト（中学1・2年生分）実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 前項の規定によるこの契約及び仕様書（以下「仕様書等」という。）に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行つた指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

(業務主任担当者)

第3条 受注者は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる業務主任担当者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、発注者に書面によりこの契約締結後7日以内に通知するものとする。

(業務計画表の提出)

第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。

4 業務計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(監督職員)

第5条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務内容を完了させるための受注者又は受注者の業務主任担当者に対する指示

(2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任担当者との協議

(4) 業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の保証)

第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、頭書の業務委託料の10分の1以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、この契約が完了もしくは第17条及び第18条の規定により契約が解除された場合は、受注者の書面による請求により契約保証金を返還する。ただし、受注者の発注者に対する債務が残存するときは、この限りでない。
- 3 発注者は、契約保証金について利息を付さない。

(委託業務の調査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第10条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 2 前項に規定する損害が天災その他の不可抗力によって生じた損害であって、これをすべて受注者に負担させることが著しく公正を害すると認められるときは、発注者は、その一部又は全部を負担する。
- 3 前2項に規定する発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行の確認)

- 第12条 受注者は、各月の業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行う。
- 3 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

- 第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、業務委託料を請求するものとする。ただし、発注者が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。
- 2 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、委託料を支払わなければならない。

(発注者の催告による契約の解除権)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当の理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (2) 頭書の期限内に完了しないとき又は頭書の期限内に完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当の理由なくして発注者又は発注者の指定する職員の指揮監督に従わないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約の解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第6条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約

をした目的を達することができないとき。

- (4) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 第17条又は第18条の規定によらずに受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
 - (7) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- 2 発注者は、第14条又は前項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令、第62条第1項の納付命令又は第64条第1項の競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
 - (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを棄却し、又は却下する判決が確定したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する处分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
 - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定又は独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条 受注者は、契約事項の変更により頭書の契約代金が3分の2以上減じ、又は履行期限が2分の1以上短縮されたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 頭書の期限内に契約の目的を達することができないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第14条又は第15条の規定により契約の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 契約の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第2項の場合（別記2「暴力団等排除に関する特約条項」第2条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、頭書の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
 - 6 受注者は、第15条第2項に該当するときは、契約履行の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、業務委託料の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為により、同条第1号から第3号までの規定による契約解除をされた場合においては、この限りでない。
 - 7 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定による賠償額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- 3 第13条第3項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約解除に伴う措置)

第22条 この契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、当該履行部分に対する業務委託料相当額を支払うものとする。

(違約金、損害賠償金の控除)

- 第23条 受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額につき、発注者の指定する期間を経過した日から遅延日数に応じて、年3パーセントの割合で計算した利息をして徴収する。
- 2 前項の違約金又は損害賠償金は、発注者の支払うべき業務委託料と相殺することができる。この場合において、なお不足があるときは当該不足額を追徴する。
- 3 前項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(業務従事者災害等)

第24条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(受注者の法令上の責任)

第25条 受注者は、業務委託従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切責任を負わなければならない。

(秘密の保持等)

- 第26条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、受託業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第27条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合においては、別記1「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第28条 暴力団等に対する契約の解除等の措置については、別記2「暴力団等排除に関する特約条項」の定めるところによる。

(疑義の解決)

第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

別記 1

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）等の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(秘密等の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の明確化)

第4条 受注者は、この契約に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及びこの契約による業務に従業する者（以下「従業者」という。）を明確にし、この契約による業務の開始前に発注者に報告しなければならない。

(責任者の義務)

第5条 責任者は、本特記事項に定める事項に従って個人情報の安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(従業者の義務)

第6条 従業者は、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育等の実施)

第7条 受注者は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護、本特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、責任者及び従業者に対し、本件個人情報を不正に取り扱ったときは、保護法に基づく処罰が科される旨を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、本件個人情報の取扱事務を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をしてはならない。

2 受注者は、再委託等の相手方に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、この契約に関する再委託等の相手方の行為及びその結果について、再委託等の契約内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

(収集の制限)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した個人情報（個人情報の全部又は一部を複写等した他の媒体を含む。以下同じ。）又は発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第11条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本件個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(取扱区域)

第12条 受注者は、本件個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を特定し、この契約による業務の開始前に発注者に届け出なければならない。取扱区域を変更しようと

別記 1

するときも同様とする。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本件個人情報を取扱区域外に持ち出さなければならない。

(個人情報の管理)

第13条 受注者は、この契約による業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 本件個人情報を電子データで保存し、又は持ち出すときは、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を講ずること。
- (3) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (4) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(返還、廃棄又は消去)

第14条 受注者は、本件個人情報について、この契約による業務完了後に発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去を行わなければならない。

2 受注者は、本件個人情報の廃棄を行う場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読又は復元ができないように確実に廃棄を行わなければならない。

3 受注者は、電子計算機又は電磁的記録媒体に記録された本件個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読又は復元ができないように確実に消去を行わなければならない。

4 受注者は、本件個人情報の廃棄又は消去を行ったときは、完全に廃棄又は消去を行った旨の証明書（記録媒体名、個人情報の名称、記録項目及び件数、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者及び廃棄又は消去の完了年月日等が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会を求められたときは、これに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、同項の指示に基づいて、当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係を当該個人情報の漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(報告)

第16条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記事項の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記事項に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第17条 発注者は、この契約に係る業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況を確認するため受注者の事務所、事業場所等において、実地の監査、調査等を行うことが

別記 1

できる。

(契約の解除)

第18条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

第19条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

別記2

暴力団等排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約(以下「特約対象契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る措置)

第2条 発注者は、受注者(当該受注者が共同企業体である場合は、その構成員を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員(受注者が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)が実質上経営に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等(実質上経営に関与している役員でない者を含む。以下同じ。)が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団等を使用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (6) 特約対象契約に係る下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)の相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該下請契約等を締結したと認められるとき。
- (7) 特約対象契約に係る下請契約等の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する場合に、発注者による当該下請契約等の解除の求めに従わなかったとき。
- (8) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受注者は、前項の規定により特約対象契約が解除された場合は、違約金として、契約金額(単価による契約にあっては当該単価に契約期間内の予定数量を乗じて得た額、長期継続契約にあっては当該年度の支払予定額)の100分の10に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。この場合において、契約保証金等が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金等を前項の違約金に充当することができる。

(関係機関への照会)

第3条 発注者は、特約対象契約から暴力団等を排除するために必要と認める場合は、受注者に対して、役員等の構成その他の必要な情報の提供を求めるものとする。

2 発注者は、前項の規定により得た情報を、管轄の警察署に提供し、受注者が第2条第1項各号のいずれかに該当するかどうかについて、照会するものとする。

(不当介入等に対する措置)

第4条 受注者は、特約対象契約の履行に当たり、暴力団員等から業務妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察署への届出を行うものとする。

2 受注者は、特約対象契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請契約等の相手方に対し、速やかに報告するよう求めるとともに、警察署への届出を指導するものとする。

3 発注者は、前2項の規定による措置を適切に行つたことにより履行遅滞等が発生するおそれがあるときは、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。